

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岩田康裕
同 岡部宗茂
同 成本俊一
同 太田栄司

定期監査及び行政監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく、令和8年1～3月実施定期監査及び行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局

(1) 定期監査

令和7年4月1日から令和7年11月30日までに執行された事務事業及び令和6年度執行の事務事業のうち、債権管理、補助金等交付事務、委託契約事務

(2) 行政監査

令和7年度における公印の管理

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和8年1月5日から令和8年3月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

監査は、岡山市監査基準に準拠して実施した。実施に当たっては、監査対象事務が法令等に適合し、正確に行われているかを主眼とし、抽出した関係書類について証憑突合、質問等の手法により行った。

4 監査の結果

(1) 定期監査

上記1から3までの記載事項のとおり監査した限り、監査対象事務はおおむね適正に行われているものと認められたが、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項が見受けられた。

(2) 行政監査

上記1から3までの記載事項のとおり監査した限り、監査対象事務は適正に行われているものと認められた。